

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ページ 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二
- 宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 二
- 土地改良区役員の退任の届出 (大河原地方振興事務所) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 三
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 三
- 政治団体の届出 (政治団体) 四
- 政治団体の届出事項の異動届 (政治団体の解散届) 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) (資金管理団体の届出) 四
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (資金管理団体の届出事項の異動届) 五

告 示

○宮城県告示第八百二十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇三〇〇二九七	有限会社泉沢介護支援サービス 塩竈市泉沢町十七番十五号	居宅介護 重度訪問介護	有限会社泉沢介護支援サービス	平成二十六年十月一日
○四一〇二二〇一五七	ほっとケア 石巻市東中里二丁目二番八号	居宅介護	株式会社フレンド	平成二十六年十月一日

○宮城県告示第八百二十六号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇二〇〇五四七	七福訪問介護 石巻市蛇田字中塚二丁目十一番	居宅介護 重度訪問介護	株式会社レインボー	平成二十六年九月三十日

○宮城県告示第八百二十七号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十五加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百八十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の石巻 湾支所の地区	平成二十六年 九月二十九日	石巻市塩富町一丁目七 近藤正昭 石巻市渡波字祝田の老 田一巧	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	十八人

○宮城県告示第八百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
牡鹿郡女川町桜ヶ丘二九番七地先から 同郡同町鷺神浜字荒立八五番一八地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一六・六 五三・一	一七一・〇 一七一・〇
一六・六	二四・〇		一七一・〇

○宮城県告示第八百二十九号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法
律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の
縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
- 2 名称 松島町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定により、宮城県小牛田
農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払
代金の徴収事務を平成二十六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地 株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二番地 株式会社エコープ宮城

二 委託期間

平成二十六年四月十六日から平成二十七年三月十五日まで

○宮城県告示第八百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定により、宮城県小牛田
農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十
六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月七日から平成二十七年三月二十七日まで

○宮城県告示第八百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、柴田町土地改良区

役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高橋 総一郎

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年九月二十九日	加茂力男	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇七十八番地	理事

○宮城県告示第八百三十三号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年九月二十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十月十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮崎 博之

○宮城県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、伊豆沼土地改良区の役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年九月二十六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十六年九月二十六日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十六年九月二十六日	大場 一夫	栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年九月二十六日	安部 信公	栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	理事
平成二十六年九月二十六日	高橋 幸喜	登米市迫町新田字井守沢二百九番地七十四	理事
平成二十六年九月二十六日	三浦 政彦	登米市迫町新田字山崎九十八番地	理事
平成二十六年九月二十六日	佐々木 和彦	登米市迫町北方字新二階土手二番地	理事
平成二十六年九月二十六日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
平成二十六年九月二十六日	鈴木 一孝	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地	理事
平成二十六年九月二十六日	高橋 博	栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七	理事
平成二十六年九月二十六日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事
平成二十六年九月二十六日	伊藤 昭博	登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年九月二十五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十六年九月二十五日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十六年九月二十五日	大場 一夫	栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地	理事
平成二十六年九月二十五日	安部 信公	栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	理事
平成二十六年九月二十五日	高橋 幸喜	登米市迫町新田字井守沢二百九番地七十四	理事
平成二十六年九月二十五日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
平成二十六年九月二十五日	鈴木 一孝	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地	理事
平成二十六年九月二十五日	高橋 博	栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七	理事
平成二十六年九月二十五日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事

平成二十六年九月二十五日	伊藤 孝一	登米市迫町北方字仮屋三番地八	理事
平成二十六年九月二十五日	新田 尚	登米市迫町新田字大形百二十八番地	理事
平成二十六年九月二十五日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事

選挙管理委員会

○宮選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

維新の党宮城県第1区支部 林 宙紀 須知 享 仙台市青葉区上杉一丁目二二番地 衆議院議員 〇 平成二十六年九月二十四日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

中里亜土後援会 金田 正秀 中里 亜土 仙台市青葉区桜ヶ丘六丁目四一―三 平成二十六年九月二十九日

渡辺ひろし後援会 渡邊 拓 小野寺貴男 仙台市太白区西多賀三―二二―一 平成二十六年九月四日

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 届出年月日

日本維新の会宮城県総支部 新 日本維新の会宮城県総支部 平成二十六年九月二十五日

日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部 新 日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部 平成二十六年九月二十五日

日本共産党仙台東地区委員会 主たる事務所 仙台市宮城野区原町五丁目五―二七 町八五 平成二十六年九月十六日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

愛知治郎後援会 代表者の氏名 愛知 治郎 佐藤久一郎 平成二十六年九月十七日

三浦一敏後援会 代表者の氏名 今野あゆみ 庄司 賢美

〇宮選管告示第百十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

主たる事務所 石巻市中里四丁目三―三九 石巻市字水押三丁目三―三一 平成二十六年九月二十四日

○宮選管告示第百十二号

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

柴田民雄後援会 伊東 勲 平成二十六年九月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

柴田民雄後援会

報告年月日 26. 9. 8 (26. 9. 6解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十六年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日

渡邊 拓 仙台市議会議員 渡辺ひろし後援会 仙台市太白区西多賀三一二一二 渡邊 拓 平成二十六年九月四日

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項 新旧

遠藤 音 登米市議会議員 遠藤音後援会 公職の種類 登米市長 登米市議会議員